

總行選第122号
令和4年11月18日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第210回国会において成立をみた最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和4年法律第86号をもって本日公布され、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

今回の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の改正は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、分離記号式投票による在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行うことを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

また、本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 在外投票に関する事項

- 1 審査に付される裁判官の告示等

- (1) 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならないものとされたこと。（新法第5条第1項関係）
- (2) 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと。（新法第5条の2第1項関係）

2 審査人の名簿

審査には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いるものとされたこと。（新法第8条関係）

3 投票用紙の調製

在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この3において同じ。）には、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならないものとされたこと。（新法第14条第5項関係）

4 在外投票の方式

審査人は、在外投票を行う場合には、公職選挙法第49条の2第1項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（在外公館等における在外投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて在外公館の長に提出し、又はこれを郵便等により送付しなければならないものとされたこと。（新法第16条の4関係）

5 罰則

- (1) 在外投票の場合の罰則について、公職選挙法第255条の2の規定を準用するものとされたこと。（新法第49条関係）
- (2) 利益供与等の罪、審査の自由を妨害する罪、詐偽投票罪、投票の秘密侵害罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとされたこと。（新法第49条の2関係）

第2 洋上投票等に関する事項

1 投票送信用紙の調製

洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第49条第7項又は第9項に規定する市町村をいう。2において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならないものとされたこと。（新法第14条第4項関係）

2 洋上投票等の方式

審査人は、洋上投票等を行う場合には、公職選挙法第49条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第9項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとされたこと。（新法第16条の3関係）

3 罰則

洋上投票等の場合の罰則について公職選挙法第255条の規定を準用する場合の読み替えを定めるものとされたこと。（新法第49条関係）

第3 その他

1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備

- (1) 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならないものとされたこと。（新法第52条第2項関係）
- (2) 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならないものとされたこと。（新法第52条第3項関係）
- (3) 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、在外公館等における在外投票をしようとする審査人に知らせなければならないものとされたこと。（新法第52条第4項関係）

2 開票立会人の選任に係る規定の整備

開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人3人を選任した場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人とならないものとされたこと。（新法第19条第2項ただし書関係）

3 審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和

- (1) 審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人3人を選任するものとされたこと。（新法第27条第4項関係）
- (2) 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人3人を選任するものとされたこと。（新法第30条第4項関係）

4 投票等の保存に関する事務の合理化

審査の投票等は、審査の期日から5年間（審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から5年を経過する日のうちいづれか遅い日までの間）、保存しなければならないものとされたこと。（新法第24条、第28条第2項及び第31条第2項関係）

第4 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- 2 新法の規定は、原則としてこの法律の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）
- 3 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「氏名」を「氏名等」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「氏名」の下に「及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）」を加える。

第五条の二第一項前段中「氏名」の下に「及び告示番号」を加える。

第八条中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

第十四条の見出しを「（投票用紙等の調製）」に改め、同条中「別記様式」を「総務省令で定める様式」に改め、同条に次の三項を加える。

点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会（当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣）が調製しなければならない。

第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷とともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、

指定市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。）には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二第三項及び第四項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十五条第一項中「投票用紙」を「投票用紙」に、「何等」を「何ら」に改める。

第十六条第一項中「点字」を「審査人は、点字」に、「においては、審査人は」を「には、前条第一項の規定にかかわらず」に、「その」を「自ら当該」に改め、「自ら」を削り、「何等」を「何ら」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の三（洋上投票等） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票（第二十二条第三項において「洋上投票等」という。）を行う場合には、第十五条第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四（在外投票） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票（第二十二条第三項において「在外投票」という。）を行う場合には、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙

に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長（第五十二条第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条第一項中「投票」の下に「（点字による審査の投票を除く。）」を加え、同条第二項中「第十
四条」を「第十四条第一項又は第二項」に改め、同条に次の四項を加える。

洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対しても×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの
- 三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
- 五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの

審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の一以上の記載があるときは、これを一の

記載とみなす。

第二十四条中「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）」に改める。

第二十五条第一項中「、これを」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「、第十六条の二第一項本文」を加え、「、第四十一条」を「から第四十一条まで（これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日に」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第十九条第二項」を「第十九条第二項本文」に改め、「かかわらず」の下に「、同項ただし書に規定する場合を除き」を加える。

第二十六条中「（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除

く。）」を削る。

第二十七条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「ものを以て、これに」を「者をもつて」に改め、同条第四項中「当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「第二十一条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第二十八条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、」に改める。

第三十条第一項中「、これを」を削り、同条第二項中「以て、これに」を「もつて」に改め、同条第四項中「第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第三十一条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日

から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、「に改める。

第三十二条ただし書中「登録されている者」の下に「及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者」を加える。

第四十七条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第四十九条中「及び第二百五十五条」を「、第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に、「規定の中同表中欄」を「規定中同表の中欄」に、「ものは」を「字句は」に、「下欄のように」を「の下欄に掲げる字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第二百二十七条

中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しく

最高裁判所裁判官国民審査法第四十
四条第二項前段に規定する者

				は選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員
第二百一十八条第一項			第四十九条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
又は被選挙人の氏名	次条及び第二百三十二条	投票した被選挙人の氏名	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項
又は投票の内容	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第二百三十二条			

					第一百三十条第一項
					第二百二十五条第一号又は前条
					最高裁判所裁判官国民審査法第四十 六条第一号又は同法第四十九条にお いて準用する前条
又は第二百三十二条	第一百二十四条	第一百三十三条	前二条	前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前項
若しくは第二百三十二条	第二百二十二条、第二百二十三条、 第二百二十三条、第二百二十五条、 四十九条において準用する	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前項

第一百三十七条第四項

最高裁判所裁判官国民審査法第四十

中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理

四条第二項前段に規定する者

委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票

管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員

前項
同法第四十九条において準用する前項

第一百三十七条の二第一

第四十八条第二項

最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項

			投票の内容
第一百三十七条の二第二項	第四十九条第三項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号
公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは	投票の内容		

				第一百三十七条の二第三項	
議院名簿登載者を含む。以下この条 公職の候補者（公職の候補者たる参	第四十九条第一項	前項と	第四十九条第三項	前項に 九条において準用する前項に	略称
投票の内容	最高裁判所裁判官国民審査法第二十 六条の規定によりその例によること とされる第四十九条第一項	同法第四十九条において準用する前 項と	同法第四十九条において準用する前 項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 九条において準用する前項に	

第一百五十五条第二項		及び次条において同じ。) 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称
第四十九条第二項	この章 略称	第四十八条第二項
最高裁判所裁判官国民審査法第二十	同法第七章	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項

				六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第二項
第一百五十五条第三項	第一百二十八条第一項及び第一百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第二百二十八条第一項及び第一百三十条	同法第四十九条において準用する第二百二十九条	
第四十九条第四項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	同法第四十九条第四項	
第一百八条第二項	院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例	

				によることとされる第四十八条第二
第一百五十五条第四項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	項目	
第四十九条第七項	この章	同法第七章		
最高裁判所裁判官国民審査法第二十 六条の規定によりその例によること とされる第四十九条第七項	投票の内容			
公職の候補者一人の氏名、一の衆議 院名簿届出政党等の名称若しくは略 称又は一の参議院名簿届出政党等の				

	第一百五十五条第五項				第四十八条第二項 名称若しくは略称
この章	第四十九条第八項	この章 略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
同法第七章	最高裁判所裁判官国民審査法第二十条の規定によりその例によることとされる第四十九条第八項	同法第七章			

六条の規定によりその例によること

とされる第四十九条第九項

公職の候補者一人の氏名、一の衆議

院名簿届出政党等の名称若しくは略

称又は一の参議院名簿届出政党等の

名称若しくは略称

第四十八条第二項

同法第二十六条の規定によりその例
によることとされる第四十八条第二

項

公職の候補者の氏名、衆議院名簿届

出政党等の名称若しくは略称又は参

議院名簿届出政党等の名称若しくは

投票の内容

第一百五十五条の二第一項	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号	この章	略称	同法第七章
第一百三十六条第一号、第一百二十一 条第二項、第二百二十三条第二項、 第二百二十六条、第二百二十七条及 び第二百三十七条第四項に規定する 選挙管理委員会の職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十 四条第二項に規定する選挙管理委員 会の職員並びに同法第四十七条並び に同法第四十九条において準用する 第二百二十七条及び第二百三十七条 第四項に規定する同法第四十四条第 二項前段に規定する者				

			項	二百五十五条の二第一 第四十九条の二第一項第一号	この章
第四十八条第二項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	二百二十九条	同法第四十九条において準用する第二百二十九条	同法第七章
によることとされる第四十八条第二	同法第二十六条の規定によりその例			六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十

				項
第一百五十五条の二第三項	第四十九条の二第一項第二号	この章	略称	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは
第一百二十八条第一項及び第一百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第二号	同法第七章		投票の内容
第一百二十八条第一項及び第一百三十 四条	同法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第一百三十 四条			

第七章中第四十九条の次に次の二条を加える。

第四十九条の二（国外犯） 第四十四条及び第四十六条から第四十八条までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条第一項、第二百三十二条、第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第五十二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「政令の」を「政令で」に、「氏名等」を「氏名その他政令で定める事項」に改め、同条に次の三項を加える。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六条の規定によりその例による

こととされる公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四条第二項中「第三項、」を「第三項並びに」に改め、「並びに別記様式備考第二号」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新法」という。）の規定（新法第二十四条、第二十八条第二項及び第三十一条第二項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を告示される審査（最高裁判所裁判官国民審査法第一条に規定する審査をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

2 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第二十条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「とする」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする」に改め、同条第二項中「国会議員の選挙」を「日本国憲法第九十五条の規定による投票」に、「とあるのは」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「に改め、「に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」を削る。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律 新旧対照条文

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一章 総則	第一章 総則
第五条（審査の期日及び裁判官の氏名等の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならない。	第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名
②～⑤ （略）	②～⑤ （略）
第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。	第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。
第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。	第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第十四条（投票用紙等の調製）

投票用紙には、審査に付される裁判官の

氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならぬものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に

準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を

同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

③ 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかるらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会（当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣）が調製しなければならない。

④ 第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定

市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

⑤ 第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字

第十四条（投票用紙の調製）

投票用紙には、審査に付される裁判官の

氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に

準じて投票用紙を調製しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を

同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に

（新設）

（新設）

による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。)には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）

(略)

② (略)

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは、「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）

(略)

② (略)

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは、「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙の当該裁判官

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官

に対する記載欄に何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② (略)

第十六条（点字による投票） 審査人は、点字による審査の投票を行う場合には、前条第一項の規定にかかるらず、投票所において、投票用紙に罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

(削る)

第十六条の三（洋上投票等） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票（第二十二条第三項において「洋上投票等」という。）を行う場合には、第十五条第一項の規定にかかるらず、同法第四十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四（在外投票） 審査人は、第二十六条の規定によりその例に

に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② (略)

第十六条（点字による投票） 点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は投票所において、投票用紙に罷免を可とする裁判官があるときはそのまま記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

(新設)

(新設)

よることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票（第二十二条第三項において「在外投票」という。）を行う場合は、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長（第五十二条第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票（点字による審査の投票を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票
で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一〇三 (略)

- (2) 第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。
- (3) 洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対しても×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。
- (4) 点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。
- 一 所定の用紙を用いないもの
 - 二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの
 - 三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
 - 五 審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの
- (5) 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。
- (6) 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起さ

一〇三 (略)

- (2) 第十四条 の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対しても×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

(新設)

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを

れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならない。

保存しなけれ

第二十五条(選挙の投票を行わない場合) 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、
行う。

第二十五条(選挙の投票を行わない場合) 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかるらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条から第四十一条まで(これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。)、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日に」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

(略)

③ 第二項の開票においては、第十九条第二項本文の規定にかかるらず、同項ただし書に規定する場合を除き、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

(略)

④ 第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかるらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条(投票及び開票に関するその他の事項) この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

第二十六条(投票及び開票に関するその他の事項) この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

院小選挙区選出議員の選舉の投票

及び開票の例による

院小選挙区選出議員の選舉の投票（公職選挙法第四十九条第七項から第
九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による

第三章 審査分会及び審査会

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

② 審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて充てる。

（略）

④ 審査分会長は、審査権を有する

者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査分会長は、都道府県の区域内における全ての開票管理者から第二十一条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録） （略）

② 審査分会録は、第二十二条の規定による報告に関する書類と併せて、

都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならない。

第二十八条（審査分会録） （略）

② 審査分会録は、第二十二条の報告

に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所で開く。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所で、これを開く。

② 審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもつて充てる。

(略)

③ 者の中から審査立会人三
④ 審査長は、審査権を有する人を選任しなければならない。
⑤ 審査長は、全ての審査分会长から前条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第三十一条（審査録） (略)

② 審査録は、第二十九条の規定による報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならない。

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

② 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人三
以て、これに充てる。

(略)

③ 者の中から審査立会人三
④ 審査長は、第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査立会人三
人を選任しなければならない。
⑤ 審査長は、すべての審査分会长から前条の 報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会の 上、その報告を調査しなければならない。

第三十一条（審査録） (略)

② 審査録は、第二十九条の報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から十年間これを

保存しなければならない。

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者

の総数の百分の

一に達しないときは、この限りでない。

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し國若しくは地方公共團體の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に規定する者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に處する。

② 国若しくは地方公共團體の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に規定する者が、審査人に対しその投票しようとして又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に處する。

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで、第二百五十五条及び第二百五十五条の二の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の 庶務に從事する総務省の職員、参議院合同選挙区 選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者
---------	---	-------------------------------

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し國若しくは地方公共團體の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に處する。

② 国若しくは地方公共團體の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとして又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に處する。

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の 庶務に從事する総務省の職員、参議院合同選挙区 選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に掲げる者
---------	---	------------------------------

第一項	第二百三十条		第二百二十八 条第一項						、投票管理者、開票管理 者、選挙長若しくは選挙 分会長、選挙事務に關係 のある国若しくは地方公 共団体の公務員
は前条	第二百二十五条第一号又 は同法第四十九条におい ては	又は被選挙人の氏名	次条及び第二百三十二条	投票した被選挙人の氏名	第四十九条第三項	同法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十八条第二項	同法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条第三項	投票した被選挙人の氏名	投票の内容
最高裁判所裁判官国民審 査法第四十六条第一号又 は同法第四十九条におい ては	第二百二十五条第一号又 は前条	又は投票の内容	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十九条において 準用する次条及び第二百 三十二条	投票の内容	第二百三十四条	第二百二十二条、第二百 二十二条、第二百二十三 条、第二百二十五条、	第二百二十五条第一号	又は被選挙人の氏名	投票の内容

第二百三十七条		第二百三十四 条	第二百三十四 条第一項	第二百二十九条 第一項	第二百二十九条 第一項	第二百二十七 条			
等若しくは参議院名簿届出政党 等若しくは参議院名簿届出政党 出政党等の名称若しくは	公職の候補者（公職の候 補者たる参議院名簿登載 者を含む。）の氏名若し くは衆議院名簿届出政党	投票の内容	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十四条及び第四 十六条並びに同法第四十 九条において準用する	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十六条第一号	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容	投票の内容

第二百三十七条 条第四項		第一百三十四条 第一百三十三条 第一百三十二条 第一百三十一條、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五條、	第一百三十四条 第一百三十三条 第一百三十二条	前条	前条
中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区	又は第一百三十二条	若しくは第二百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条若しくは第四十六条又は同法第四十九条において準用する	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項

第二百三十七条 条第二項		第一百五十五条 第一百一十五條 第一百一十四条 第一百一十三条 第一百一十二条 第一百一十二条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五條、	第一百一項 第一百一項 第一百一項 第一百一項 第一百一項 第一百一項	この章	条の二第二項 第二百三十七 第二百三十七 第二百三十七 第二百三十七 第二百三十七 第二百三十七
最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第七章	公職の候補者（公職の候補者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称

第二百三十七 条の二第二項	第二百三十七 条の二第二項	第二百三十七 条の二第二項	第二百五十五 条第一項
第四十九条第三項	投票の内容	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとする第四十九条第三項
最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとする第四十九条第三項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項に	同法第二十六条の規定によりその例によることとする第四十九条第三項	前項と 准用する前項と 同法第四十九条において 准用する前項と 最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとする第四十九条第三項

第二百五十五 条第二項							
第四十九条第二項	この章	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項		投票の内容	される第四十九条第一項
最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定に	同法第七章	投票の内容					

議院名簿届出政党等の名 公職の候補者の氏名、衆 院の候補者の氏名、衆	第四十八条第二項	公職の候補者一人の氏名 一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出 政党等の名称若しくは略 称	投票の内容	最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条第四項	同法第四十九条において 準用する第二百二十八条 第一項及び第二百三十四 条

院名簿届出政党等の名称 称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称 公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称 称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称	第四十八条第二項	称 又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 公職の候補者一人の氏名 一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第七項	同法第七章

第四十八条第二項	称 政党等の名称若しくは略称 又は一の参議院名簿届出 一の衆議院名簿届出政 公職の候補者一人の氏名 、一の衆議院名簿届出政 党等の名称若しくは略称 政党等の名称若しくは略称	投票の内容	最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条第九項	同法第七章	同法第七章 最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条第八項

院名簿届出政党等の名称 称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称 公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称 第四十八条第二項	投票の内容 第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項	投票の内容 第一百二十九条	准用する第一百二十九条 第一百二十九条	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号	この章 同法第七章

第二百五十五 条の二第三項	二号	第四十九条の二第一項第 二号	二の章	若しくは略称
		最高裁判所裁判官国民審 査法第二十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条の二第 一項第二号	同法第七章	

第四十九条の二（国外犯） 第四十四条及び第四十六条から第四十八条までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一第一条第一項、第二百三十二条、第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第八章 補則

第五十二条（裁判官の氏名の掲示等） 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定め

（新設）

第八章 補則

第五十二条（裁判官の氏名の掲示） 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等

る事項の掲示をしなければならない。

② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、イ

ンターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

③ 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適

切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

④ 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用）（略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項並びに第十二条第二項から第四項までの規定

）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

（削る）

（新設）

（新設）

の掲示をしなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用）（略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項並びに第十二条第二項から第四項までの規定

）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記様式（第十四条関係）
（略）

改 正 案

現 行

（選挙人の意義）

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、
公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録
が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選
挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国會議員の選挙等の期日
の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙
人の数の合計数とする。

（選挙人の意義）

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、
公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録
が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選
挙人名簿に登録されている選挙人の数とする

2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「
選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国會議員の選挙等の期
日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選
挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人
の数」として、同項の規定を適用す
る。

2 国會議員の選挙 の場合においては、前項中「
選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは
「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿
に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用す
る。